

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第16条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(給料表、適用範囲及び職務の級)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第22条に規定する職員以外の<u>全ての</u>職員に適用するものとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 任命権者は、<u>全ての</u>職員の職を人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）か</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第16条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。<u>以下同じ。</u>）を除いたものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第22条に規定する職員以外の<u>すべての</u>職員に適用するものとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 任命権者は、<u>すべての</u>職員の職を人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第10条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）か</p>

ら1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

～〔略〕

2・3〔略〕

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員の全てに対して支給する。

2〔略〕

3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に定める額とする。

～〔略〕

4〔略〕

第12条〔略〕

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3〔略〕

(住居手当)

第12条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

世帯主(これに準ずる者を含む。次号において同じ。)である職員(職員寮等で墨田区規則で定めるものに居住する職

ら1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

～〔略〕

2・3〔略〕

(同左)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2〔略〕

3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

～〔略〕

4〔略〕

第12条〔略〕

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3〔略〕

(同左)

第12条の3〔同左〕

世帯主(これに準ずる者を含む。次号において同じ。)である職員(職員寮等で墨田区規則で定めるものに居住する職

員を除く。)のうち、自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃(使用料を含む。次号において同じ。)を支払っているもの

第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(職員寮等で墨田区規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。

前項第1号に掲げる職員 8,300円(満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては1万8,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては9,300円をその額に加算した額)

前項第2号に掲げる職員 4,100円(満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては9,400円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては4,700円をその額に加算した額)

- 3 [略]

(通勤手当)

第13条 [略]

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

員を除く。)

第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(配偶者のない職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住居(職員寮等で墨田区規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

前項第1号に掲げる職員 扶養親族(第11条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)を有する者にあつては8,800円、有しない者にあつては8,300円

前項第2号に掲げる職員 扶養親族を有する者にあつては4,400円、有しない者にあつては4,100円

- 3 [略]

[同左]

第13条 [略]

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

〔略〕

前項第2号に掲げる職員 別表第6に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額に支給月数を乗じて得た額

〔略〕

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更が生ずることとなった職員で人事委員会が定めるものうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4～6 〔略〕

（管理職員特別勤務手当）

第21条 第10条第1項の規定により指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2・3 〔略〕

（期末手当）

第26条 〔略〕

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3

〔略〕

前項第2号に掲げる職員 別表第6に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

〔略〕

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実状に変更を生じることとなった職員で人事委員会が定めるものうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4～6 〔略〕

〔同左〕

第21条 第10条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2・3 〔略〕

〔同左〕

第26条 〔略〕

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3

月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3～5〔略〕

(勤勉手当)

第27条〔略〕

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の67.5(第10条第1項の規定により指定する職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～6〔略〕

(災害派遣手当)

第27条の3 次の各号に掲げる職員(以下「派遣職員」という。)には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。

— 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて墨田区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において

月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3～5〔略〕

〔同左〕

第27条〔略〕

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の67.5(第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～6〔略〕

〔同左〕

第27条の3 災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて墨田区に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)には、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する災害派遣手当を支給する。

準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

— 大規模災害からの復興に関する法律  
(平成25年法律第55号)第55条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため自己の住所又は居所を離れて墨田区に派遣された職員 同法第56条第1項に規定する災害派遣手当

2 災害派遣手当の額は、別表第7に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に定める額とする。

3 〔略〕  
(特定職員についての適用除外)

第27条の4 第16条から第18条までの規定は、第10条の規定により指定する職員には適用しない。

2 〔略〕

別表第1 〔別紙のとおり〕

別表第2

行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	130,900	203,800	225,200	228,900
	2	131,900	205,500	227,100	230,700
	3	132,900	207,400	228,900	232,600
	4	133,900	209,100	230,700	234,500
	5	134,900	210,800	232,700	236,500
	6	136,000	212,600	234,800	238,400
	7	137,100	214,300	236,500	240,300
	8	138,200	216,200	238,400	242,200
	9	139,400	217,300	240,400	244,100
	10	140,500	219,700	242,200	246,100
	11	141,600	221,400	244,200	248,200
	12	142,600	223,400	246,200	250,300
	13	143,800	224,700	248,200	252,100
	14	144,900	226,800	250,100	254,200
	15	146,000	228,600	252,100	256,200
	16	147,000	230,300	254,000	258,200
	17	148,300	232,000	256,000	260,100
	18	149,600	233,900	258,000	262,300
	19	150,800	235,700	260,100	264,400

2 災害派遣手当の額は、別表第7に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 〔略〕  
(同左)

第27条の4 第16条から第18条までの規定は、第10条の規定に基づき指定する職員には適用しない。

2 〔略〕

別表第1 〔別紙のとおり〕

別表第2

行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	130,900	204,000	225,400	229,200
	2	131,900	205,700	227,300	231,000
	3	132,900	207,600	229,100	232,800
	4	133,900	209,300	231,000	234,800
	5	134,900	211,000	233,000	236,800
	6	136,000	212,800	234,900	238,600
	7	137,100	214,500	236,700	240,500
	8	138,200	216,300	238,600	242,500
	9	139,400	217,500	240,600	244,400
	10	140,500	219,900	242,400	246,400
	11	141,600	221,600	244,400	248,400
	12	142,600	223,600	246,400	250,500
	13	143,800	224,900	248,400	252,400
	14	144,900	227,000	250,300	254,500
	15	146,000	228,800	252,300	256,500
	16	147,000	230,600	254,200	258,500
	17	148,300	232,200	256,200	260,400
	18	149,600	234,100	258,200	262,500
	19	150,800	236,000	260,200	264,600

20	152,100	237,500	262,000	266,400
21	153,400	239,400	263,900	268,300
22	155,100	241,000	265,800	270,400
23	156,700	242,700	267,800	272,500
24	158,400	244,400	269,800	274,500
25	160,000	246,000	271,800	276,400
26	161,200	247,800	273,700	278,600
27	162,500	249,600	275,800	280,700
28	163,700	251,200	277,700	282,800
29	165,100	252,900	279,600	285,000
30	166,500	254,600	281,600	287,000
31	167,900	256,200	283,600	289,000
32	169,300	257,900	285,500	291,000
33	170,700	259,500	287,400	293,000
34	172,100	261,200	289,200	295,100
35	173,600	262,900	291,100	297,200
36	175,000	264,500	293,000	299,100
37	176,400	266,100	294,700	300,900
38	177,900	267,700	296,400	303,000
39	179,600	269,200	298,200	304,900
40	181,400	270,900	299,900	307,000
41	183,000	272,500	301,500	308,800
42	184,600	274,100	303,200	310,800
43	186,400	275,500	304,900	312,700
44	188,100	277,200	306,500	314,800
45	189,700	278,500	308,200	316,700
46	191,400	280,000	309,700	318,500
47	193,200	281,200	311,000	320,400
48	195,000	282,800	312,500	322,100
49	196,800	284,100	314,100	323,900
50	198,400	285,300	315,400	325,800
51	200,400	286,600	316,700	327,500
52	202,100	288,000	317,900	329,300
53	204,000	289,300	319,100	331,000
54	205,600	290,700	320,200	332,600
55	207,400	292,000	321,200	333,900
56	209,100	293,500	322,300	335,200
57	210,800	294,800	323,200	336,400
58	212,500	295,900	324,000	337,800
59	214,200	297,100	324,800	339,100
60	215,900	298,200	325,600	340,100
61	217,600	299,400	326,400	341,300
62	219,200	300,200	327,300	342,400
63	220,900	301,000	328,100	343,600

20	152,100	237,800	262,100	266,500
21	153,400	239,600	264,100	268,500
22	155,100	241,300	265,900	270,600
23	156,700	243,000	267,900	272,700
24	158,400	244,700	269,900	274,700
25	160,000	246,400	272,000	276,600
26	161,300	248,100	273,900	278,800
27	162,600	249,900	276,000	280,900
28	163,800	251,600	277,900	283,000
29	165,200	253,300	279,800	285,200
30	166,600	254,900	281,800	287,300
31	168,000	256,600	283,800	289,200
32	169,400	258,200	285,700	291,200
33	170,800	259,900	287,600	293,100
34	172,200	261,600	289,400	295,200
35	173,700	263,200	291,200	297,300
36	175,100	265,000	293,100	299,300
37	176,500	266,500	295,000	301,200
38	178,100	268,200	296,700	303,300
39	179,800	269,700	298,400	305,200
40	181,500	271,300	300,200	307,300
41	183,200	272,900	301,800	309,100
42	184,800	274,600	303,500	311,200
43	186,600	276,000	305,300	313,100
44	188,300	277,600	306,800	315,200
45	189,800	278,900	308,500	317,000
46	191,600	280,400	310,000	318,900
47	193,400	281,600	311,400	320,800
48	195,100	283,200	312,900	322,500
49	197,000	284,500	314,500	324,400
50	198,600	285,800	315,800	326,200
51	200,500	287,100	317,100	328,000
52	202,300	288,500	318,300	329,700
53	204,100	289,800	319,600	331,500
54	205,800	291,200	320,700	333,000
55	207,700	292,500	321,700	334,300
56	209,400	294,000	322,800	335,700
57	211,000	295,300	323,700	337,000
58	212,800	296,500	324,500	338,300
59	214,500	297,600	325,300	339,600
60	216,200	298,700	326,100	340,600
61	217,800	299,900	326,900	341,900
62	219,500	300,700	327,800	342,900
63	221,300	301,500	328,600	344,100

再任 用職 員以 外の 職員	64	222,600	301,900	328,800	344,800
	65	224,700	302,800	329,500	346,000
	66	225,800	303,700	330,100	346,900
	67	227,400	304,600	330,900	347,900
	68	229,000	305,500	331,700	348,900
	69	230,800	306,300	331,900	349,700
	70	232,500	306,900	333,000	350,500
	71	234,200	307,700	333,600	351,300
	72	235,800	308,300	334,200	352,000
	73	237,400	309,000	334,300	352,700
	74	238,900	309,500	335,400	353,400
	75	240,600	310,100	336,000	354,100
	76	242,200	310,500	336,600	354,700
	77	243,700	311,300	336,700	355,400
	78	245,200	311,500	337,800	356,100
	79	246,700	312,000	338,400	356,700
	80	248,200	312,400	339,000	357,200
	81	249,900	312,700	339,400	357,600
	82	251,500	313,100	339,900	358,100
	83	253,000	313,600	340,400	358,800
	84	254,600	314,100	340,900	359,400
	85	256,100	314,500	341,500	359,800
	86	257,600	314,900	341,900	360,300
	87	259,200	315,300	342,400	360,900
	88	260,800	315,700	342,800	361,400
	89	262,200	316,000	343,400	361,800
	90	263,700	316,500	343,800	362,300
91	265,200	316,900	344,300	362,900	
92	266,500	317,200	344,800	363,400	
93	268,000	317,500	345,300	363,900	
94	269,000	317,900	345,700	364,400	
95	270,000	318,400	346,100	364,900	
96	271,200	318,700	346,700	365,400	
97	272,400	319,000	347,100	365,900	
98	273,600	319,300	347,600	366,500	
99	274,800	319,700	348,100	366,800	
100	275,800	320,000	348,600	367,300	
101	277,100	320,300	349,100	367,900	
102	278,100	320,700	349,500	368,400	
103	279,000	320,900	350,000	368,900	
104	279,900	321,300	350,500	369,400	
105	280,900	321,700	350,800	369,900	
106	281,700	322,000	351,300	370,200	
107	282,400	322,300	351,900	370,700	

再任 用職 員以 外の 職員	64	223,000	302,400	329,300	345,400
	65	224,900	303,400	330,000	346,500
	66	226,100	304,300	330,600	347,500
	67	227,700	305,200	331,400	348,400
	68	229,400	306,100	332,200	349,400
	69	231,200	306,900	332,700	350,300
	70	232,800	307,600	333,400	351,100
	71	234,500	308,300	334,000	351,900
	72	236,100	309,000	334,700	352,600
	73	237,800	309,600	335,100	353,300
	74	239,400	310,100	335,800	354,000
	75	241,100	310,700	336,400	354,700
	76	242,600	311,100	337,100	355,300
	77	244,100	311,800	337,500	356,000
	78	245,700	312,200	338,300	356,700
	79	247,200	312,700	338,900	357,300
	80	248,700	313,100	339,500	357,800
	81	250,300	313,400	339,900	358,200
	82	251,900	313,800	340,400	358,800
	83	253,400	314,300	340,900	359,400
	84	255,000	314,800	341,500	360,000
	85	256,500	315,200	342,000	360,400
	86	258,000	315,600	342,400	360,900
	87	259,600	316,000	342,900	361,500
	88	261,300	316,400	343,400	362,000
	89	262,600	316,700	343,900	362,400
	90	264,100	317,200	344,300	363,000
91	265,600	317,600	344,800	363,500	
92	267,000	317,900	345,300	364,000	
93	268,500	318,200	345,800	364,500	
94	269,500	318,600	346,200	365,000	
95	270,600	319,100	346,700	365,500	
96	271,700	319,400	347,300	366,000	
97	272,900	319,700	347,700	366,500	
98	274,200	320,000	348,200	367,100	
99	275,300	320,400	348,700	367,400	
100	276,400	320,700	349,200	367,900	
101	277,600	321,000	349,700	368,500	
102	278,600	321,400	350,100	369,000	
103	279,600	321,700	350,600	369,500	
104	280,400	322,000	351,100	370,000	
105	281,400	322,400	351,400	370,500	
106	282,200	322,700	351,900	370,800	
107	282,900	323,100	352,500	371,400	

108	283,200	322,600	352,400	371,200
109	284,100	322,900	352,700	371,600
110	284,900	323,200	353,100	372,000
111	285,700	323,500	353,400	372,400
112	286,400	323,800	353,800	372,800
113	287,100	324,100	354,000	373,200
114	287,600	324,400	354,300	373,600
115	288,000	324,700	354,600	374,100
116	288,500	325,000	355,000	374,500
117	288,800	325,300	355,200	374,900
118	289,300	325,600	355,400	375,300
119	289,800	325,900	355,800	375,700
120	290,200	326,200	356,100	376,100
121	290,700	326,500	356,400	376,400
122	291,100	326,700	356,800	
123	291,500	326,900	357,200	
124	291,900	327,100	357,600	
125	292,400	327,300	358,000	
126	292,800	327,500	358,400	
127	293,200	327,700	358,800	
128	293,600	327,900	359,200	
129	293,900	328,100	359,600	
130	294,200	328,300	360,000	
131	294,600	328,500	360,400	
132	294,900	328,700	360,800	
133	295,500	328,900	361,200	
134	295,600	329,000	361,600	
135	295,900	329,100	362,000	
136	296,200	329,200	362,400	
137	296,700	329,300	362,800	
138	297,000	329,400	363,200	
139	297,300	329,500	363,600	
140	297,700	329,600	364,000	
141	298,000	329,700	364,400	
142	298,400	329,800	364,800	
143	298,700	329,900	365,200	
144	299,000	330,000	365,600	
145	299,300	330,100	366,000	
146	299,600	330,200	366,400	
147	299,900	330,300	366,800	
148	300,200	330,400	367,200	
149	300,500	330,500	367,600	
150	300,800		368,000	
151	301,100		368,400	

108	283,700	323,400	353,000	371,800
109	284,600	323,700	353,300	372,200
110	285,400	324,000	353,700	372,600
111	286,200	324,300	354,000	373,000
112	287,000	324,600	354,400	373,400
113	287,700	324,900	354,600	373,800
114	288,200	325,200	354,900	374,200
115	288,700	325,500	355,200	374,700
116	289,100	325,800	355,600	375,100
117	289,400	326,100	355,800	375,500
118	289,900	326,400	356,000	375,900
119	290,400	326,700	356,400	376,300
120	290,900	327,000	356,700	376,700
121	291,300	327,300	357,000	377,000
122	291,700	327,500	357,400	
123	292,100	327,700	357,800	
124	292,500	327,900	358,200	
125	293,000	328,100	358,600	
126	293,400	328,300	359,000	
127	293,900	328,500	359,400	
128	294,200	328,700	359,800	
129	294,500	328,900	360,200	
130	294,800	329,100	360,600	
131	295,200	329,300	361,000	
132	295,500	329,500	361,400	
133	296,100	329,700	361,800	
134	296,200	329,800	362,200	
135	296,500	329,900	362,600	
136	296,900	330,000	363,000	
137	297,300	330,100	363,400	
138	297,700	330,200	363,800	
139	298,000	330,300	364,200	
140	298,400	330,400	364,600	
141	298,700	330,500	365,000	
142	299,100	330,600	365,400	
143	299,400	330,700	365,800	
144	299,700	330,800	366,200	
145	300,000	330,900	366,600	
146	300,300	331,000	367,000	
147	300,600	331,100	367,400	
148	300,900	331,200	367,800	
149	301,200	331,300	368,200	
150	301,500		368,600	
151	301,800		369,000	

	152	301,400		368,800	
	153	301,700		369,200	
	154			369,500	
	155			369,800	
	156			370,100	
	157			370,400	
再任用職員		210,200	225,000	246,200	277,900
備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。					
別表第4〔別紙のとおり〕					
別表第5〔別紙のとおり〕					

	152	302,100		369,400	
	153	302,400		369,800	
	154			370,100	
	155			370,400	
	156			370,700	
	157			371,000	
再任用職員		210,200	225,000	246,200	277,900
備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。					
別表第4〔別紙のとおり〕					
別表第5〔別紙のとおり〕					

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第2条第1項及び第27条の3第1項の改正規定 公布の日

第12条の3第1項及び第2項の改正規定並びに次項、付則第3項及び第8項の規定 平成26年4月1日

( 経過措置 )

- 2 平成26年3月31日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第12条の3第1項各号のいずれかに該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、同年4月1日以後も引き続き同項第1号に掲げる職員(この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条の3第1項第1号に掲げる職員を除く。)又は改正前の条例第12条の3第1項第2号に掲げる職員(改正後の条例第12条の3第1項第2号に掲げる職員を除く。)のいずれかに該当するものその他これらに準ずる職員については、同日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例第12条の3第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額、改正後の条例第12条の3第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。

平成26年4月1日以後に改正前の条例第12条の3第1項第1号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

平成26年4月1日以後に改正前の条例第12条の3第1項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	2,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	1,000円

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成26年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成26年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例別表第3に掲げる医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除き、改正後の条例第26条第2項(同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成元年墨田区条例第7号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

平成25年4月1日(同月2日から平成26年3月1日までの間に新たに職員となった者(平成25年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単

身赴任手当（改正後の条例第13条の2第2項に規定する墨田区規則で定める額を除く。）、特地勤務手当及び寒冷地手当の月額合計額に100分の0.14を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額  
平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額

平成25年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額

- 6 平成25年4月1日から平成26年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。
- 7 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成26年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。（委任）
- 8 付則第2項及び第3項に定めるもののほか、住居手当の支給に係る経過措置に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。
- 9 付則第4項から第7項までに定めるもののほか、この条例（住居手当の支給に係る経過措置に関する規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。